

令和5年千葉市教育委員会会議
第6回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和5年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 令和5年6月28日(水)
午後3時00分開会
午後3時25分閉会
場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 鶴岡 克彦
委 員 小西 朱見
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢
委 員 高津 乙郎
委 員 大山 尋美

出席職員 教 育 次 長 秋幡 浩明 学 校 施 設 課 長 堀 明德
教 育 総 務 部 長 香取 徹哉 学 事 課 長 長谷川 信
学 校 教 育 部 長 川名 正雄 教 育 指 導 課 長 八斗 孝之
生 涯 学 習 部 長 齋木久美子 教 育 支 援 課 長 保田 裕介
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱) 伊藤 淳 保 健 体 育 課 長 酒井 隆夫
中 央 図 書 館 長 佐久間仁央 教 育 セ ン タ ー 所 長 細川 義文
総 務 課 長 山田 利雄 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 小谷 泰也
企 画 課 長 望月 宏次 生 涯 学 習 振 興 課 長 内海 豊
教 育 職 員 課 長 吉田 悦子 文 化 財 課 長 君塚 常行
教 育 給 与 課 長 松永 信隆 総 務 課 総 括 主 幹 松木 ゆうき

書 記 総務課総務班主査 猪飼 恭平 総務課主任主事 中台陽一郎

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定
令和5年6月28日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和5年第3回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和5年第2回千葉市議会定例会について
山田総務課長より報告があった。
報告事項(2) 令和6年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
吉田教育職員課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第28号 懲戒処分の指針の一部改正について
吉田教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第29号 令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
伊藤教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (3) 発言の要旨
報告事項(1) 令和5年第2回千葉市議会定例会について
鶴岡教育長 報告事項(1) 「令和5年第2回千葉市議会定例会について」、
総務課長、説明をお願いします。
山田総務課長 報告事項(1) 「令和5年第2回千葉市議会定例会について」
報告します。
議案書の1ページをお願いします。
初めに、「1 会期」ですが、今定例会は、6月7日から6月22日までの会期で行われ、議案質疑、教育未来委員会、一般質

問などが行われました。

次に、「2 提出議案の審議状況」ですが、今定例会は、教育委員会の提出議案はありませんでした。

次に、「3 請願の審議状況」ですが、請願第4号「市立学校の給食費無償化を求める請願」が市議会に提出され、6月13日の教育未来委員会及び6月22日の本会議において審議された結果、それぞれ賛成少数で不採択とされました。

最後に、「4 一般質問」ですが、36人の議員から通告があり、うち16人が教育委員会に関する質問を行い、教育次長が答弁をしました。主な質問の内容は記載のとおりです。

千葉県議会定例会についての報告は以上でございます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

竹田委員 この一般質問の中で少し分からなかったので教えてください。別室登校についてという通告の中にステップルームという設問があり、ステップルームティーチャーについて発言がありました。答弁の中では、小学校で2校、中学校で2校とありましたが、これは特別な事情があって設置されたのですか。

保田教育支援課長 教室には入れないけれども、学校に行けるという児童生徒が少なからずおります。そうした生徒に対して、各学校において別室で対応するという形を取っております。

そこに、ステップルームティーチャーとして専任の教員を配置することで、切れ目のない支援が行えると判断いたしまして、まずは今年度、新たに小学校2校、中学校2校に教員を配置しました。

配置については、もともとステップルームがあって、機能的に活用されている学校に配置するための効果、また、ステップルームが上手に配置されていない学校について、ステップルームティーチャーを配置することで、より効果的な活用ができるのではないかと考えて配置しました。

竹田委員 もう一ついいですか。

そのステップルームというのは、こういう場合にステップルームを置くとか、そういった決まりはありますか。

保田教育支援課長 決まりは特にありません。各学校の実情に応じて、こうした形でステップルームを配置することで、行く行くは登校につながるものが学校として可能ではないかと考えた場合、学校長の判断で開設しております。

竹田委員 学校の判断で行うということで、特に開設する基準はないわけですね。

保田教育支援課長 はい。

竹田委員 はい、分かりました。

鶴岡教育長 ステップルームというのは正式名称ではなく、学級に入るまでのステップの段階のという意味の使い方をしています。

竹田委員 ああ、そうなのですか。

報告事項(2) 令和6年度公立学校教員採用選考候補者選考の志願状況について

鶴岡教育長 報告事項(2)「令和6年度公立学校教員採用選考候補者選考の志願状況について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告事項第2号「令和6年度公立学校教員採用選考候補者選考の志願状況について」ご報告します。

議案書の3ページをご覧ください。

初めに、「1 志願状況」の「(1) 内訳」です。

大学3年時に受験できる「ちば夢チャレンジ特別選考」を除いた今年度の志願者数ですが、小学校志願者数は1,472人で、昨年度から63人減、中学校と中・高共通枠志願者数は、2,607人で230人減、高等学校志願者数は144人で6人減、特別支援教育志願者数は344人で55人減、養護教諭志願者数は345人で6人増、栄養教諭志願者数は37人で2人減となりました。志願者数合計は4,949人となり、昨年度より365人減となっています。

次に、志願倍率ですが、「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者数を除いた倍率としており、小学校志願倍率は1.9倍、中学校及び中・高共通志願倍率は3.5倍、特別支援教育志願倍率は4.3倍、養護教諭一般選考志願倍率は6.3倍となりました。志願倍率合計は2.9倍となっており、昨年度より0.6ポイント減となっています。

なお、今年度から新たな受験区分として、大学3年時等に第1次選考を一部受験することができる「ちば夢チャレンジ特別選考」を新設し、今回739人が志願しているところです。

次に、「(2) 会場別志願状況」ですが、今年度から、新たに兵庫臨時会場を新設するとともに、盛岡会場、名古屋会場の受験教科を拡大しました。県外会場の受験者数は490人となり、昨

年度より40人増となっています。

最後に、「2 今後の日程」ですが、第1次選考は7月9日の日曜日、第2次選考は、小学校以外の志願者が8月19日土曜日から21日月曜日、小学校、特別臨時的任用講師特例選考の志願者が8月25日金曜日から27日日曜日に行い、最終合格発表は10月中旬を予定しているところです。

説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 志願者数がおおむね減少しているということ、そして志願倍率がかなり落ち込んでいるということを憂慮しています。

教員養成大学に勤めている身から申しますと、受験の変更があるのであれば、もう少し早くアナウンスしていただきたいということを改めてお願い申し上げたいと思います。

今回、「ちば夢チャレンジ特別選考」ができましたが、これが発表されたのが直前でありまして、これに対応するための準備を大学3年生等が行うには、全く時間が足りないということでした。

また、来年度実施の採用試験から時期が変わるということをも文部科学省が突然、アナウンスをしていて、しかし、これを受けて千葉県、千葉市がどうするかということがまだ決定していないということで、来年度受けようとしている学生もどうしていいかわからないのが現状であります。

当然ですけれども、採用試験を受けるためには、相応の準備が必要でありますし、教育実習、留学、その他卒業論文研究など、様々なことがある中で、いつ、どういうふうに受験のための勉強をしようかということをも早くから調整して、学生たちは準備するわけであります。にもかかわらず、直前までどういう時期にどういう試験が行われるかよくわからないという状況がありますと、これでは教員採用試験に備えるのは難しいという判断をしてしまう学生が出てくるのも無理のないことでして、学生たちからもこのように試験をいじることで受験者を確保しようとしているのかもしれないが、逆効果ではないかというような声をたくさん聞いています。

千葉市だけでどうにかなることではないことは重々承知していますが、ぜひ千葉県との話し合いにおいても、少し先までの見通しを持った教員採用試験の実施をしていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

鶴岡教育長 意見も含めて質問ということで、お願いします。

吉田教育職員課長 7月に近隣の県・政令市の会議がありますので、意見を上げさせていただいて、来年度の指針についてしっかり検討して参りたいと思います。

鶴岡教育長 意向も含めて、改めて早めの対応ということで確認をお願いします。

高津委員 小学校の倍率が1.9倍、これは、募集人員が620人から790人になったということも1.何倍になった原因かと思うのですが、記憶によりますと、令和3年度も640人程度だったかと思うのですが、急に募集人員が170人増えたというのは、例えば、専科教員を多く配置するため多くなったとか何か理由はありますか。

吉田教育職員課長 千葉県、千葉市全体で想定される今後の学級増及び通級指導が非常に増えていますので、通級指導担当教員の増員、あと特別支援学級もかなり増えていますので、特別支援学級や担任の増員等を見込んで、170人増で算出しています。

大山委員 特別支援教育の倍率の数字が大きいのが気になりました。今、保護者の方が希望して特別支援教室に入られているお子さんが結構増えているので、そこを手厚く対応してあげたいと思うのですが、専門の大学は結構あると思うので、応募をする際に、そういう大学にもっとアプローチができないのかなと。普通大学だけではなく、そこに力を入れていただきたいと思います。教員は目指していないけれども、そちらに行ってもいいという、ボランティアをやっている生徒さんとかの話も聞くので、この辺を含めて、千葉県と一緒にやっていただければと思います。

これは、質問でなくて、要望だと思ってください。

鶴岡教育長 要望ということでございますが、何か見解はありますか。

吉田教育職員課長 やはり、優秀な教員を確保することは、非常に大事だと考えていますので、今年度より、教員採用プロモーション事業を開始し、教員の魅力を発信しているというところです。

本事業は、民間企業のノウハウを生かして、PR動画、そして、イベント、パンフレットの作成、就職サイトの活用などにより、様々な対象者に教員の仕事についての興味を持ってもらうということを目的としております。また、タレントプール、やはり教員を志望する方に絶えず情報を提供するというような仕組みも今つくっているところでございますので、志願者増に向けてしっかり

取組みをして参りたいと思っています。

議案第28号 懲戒処分の指針の一部改正について

鶴岡教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第28号「懲戒処分の指針の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 議案第28号「懲戒処分の指針の一部改正について」ご説明いたします。

議案書の5ページ、参考資料の2ページをご覧ください。

まず、「1 議案の趣旨」です。

「児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為」を標準例として新設するため、懲戒処分指針の一部を改正することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議決を求めるものです。

続きまして、「2 議案の概要」をご覧ください。

改正内容は2点となります。

1点目ですが、児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為として、教職員と児童生徒の間のSNS等を用いた私的なやり取りが指摘されています。これを踏まえ、児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為として、児童生徒に電子メール等を利用して、管理職の許可及び保護者の同意なく、私的なやり取りを執拗に繰り返す等した場合を新たに標準例として規定するものです。

また、2点目ですが、教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、法と用語の統一を図るため、規定の整備を行うものです。

最後に、「3 施行年月日」についてですが、令和5年9月1日とします。

説明は以上でございます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 基本的に内容については全く異存ございませんが、確認をさせていただきたいことがあります。

SNS等での教員と生徒等のやり取りに関してですが、実態として運用がどうなっているのかを教えてくださいましたら幸いです。

というのは、例えば、不登校気味の生徒等とやり取りをするという必要がある場合もありますでしょうし、精神的に不安定で、例えば自殺を企図しているようなお子さんに対して、もう夜中で

も多少やり取りしなければいけない場合もあると思います。そういうときに、原則禁止ということになっていて、なかなか許可がなされないということになっているのか、あるいは、そういう場合には、管理職がしっかりと状況を見極めて、許可をするときは許可をするという運用になっているのか、そのあたりを知りたいと思います。

なぜかという、これをなかなか管理職が許していただけないような状況があると、教員が管理職に無許可でやり取りをしてしまっ、トラブルになる可能性が高くなると思うのです。ですから、必要がある場合には許可をするということが前提でないと、このような改正というのはあまり機能しないのではないかと懸念しておりまして、運用について、分かる範囲で教えてください。

吉田教育職員課長 この話につきましては、前回、児童生徒性暴力等防止対策検討委員会でも、委員から指摘のあったところです。

不登校児童等とのやり取り等々につきましても、運用の仕方について、今後検討していくということで、今対応しているところです。

小西委員 運用について知りたいのですが、法律でわいせつな行為というのが禁止されていて、そのほかにも、性的羞恥心を害する言動で児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの、これも禁止されていて、その上で、今回の懲戒処分の中で、第5項(2)のイの「児童生徒等に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った」というものが入っています。実際に事件が起きたときにどれに当たるか難しいところがあるのかと思うのですが、(2)のイの位置づけとしては、法律には当たらないけれども、要は子どもの心身に有害な影響が生じなくても、わいせつな言辞をただけで、もうそれはこの項目に当たっているという理解でよろしいのでしょうか。

吉田教育職員課長 私的なやり取りの頻度、あと文言の内容、そして、児童生徒の心情、嫌がっているのに繰り返し行っていたのか等々について、行為の内容等から、悪質性の程度等を総合的に判断して、対応していくような形での運用を考えているところです。

小西委員 それは、(2)のイの運用のところですね。

もう一点ですが、(3)にやはり執拗に繰り返すという要件があるので、例えば、1回だけわいせつな内容のメールを送ったと、その場合にも(2)のイには当たり得るという理解でよろしいで

すよね。

吉田教育職員課長 はい。

小西委員 あと、わいせつではなくて、例えば、お前はばかだなとか、そういう侮辱的な内容のメールを1回だけ送るとか、そういう場合にも(1)のウには当たり得るのでしょうか。要は(1)のウや(2)のイというのは手段等を問わない、メールでも電話でも、この行為を行ったら、これに当たるということで理解してよろしいのでしょうか。

吉田教育職員課長 そのときは、子どもとのやり取りの前後の部分にかなり関わってくると思いますので、しっかりと内容を精査して、該当するかどうかということについては、総合的に判断して参りたいと考えております。

小西委員 該当することもあり得るということですね。

吉田教育職員課長 はい、該当することもあると思います。

小西委員 分かりました。

鶴岡教育長 ほかにご質もないようですので、議案第28号「懲戒処分の指針の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第29号 令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

鶴岡教育長 次に、議案第29号「令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 議案第29号「令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」説明いたします。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。

議案書7ページをご覧ください。

公立高等学校入学者選抜は、県主導で行われます。つきましては、市立高校につきましても、基本的に県に倣うこととなりますが、「4 一般入学者選抜」の「(6) 追検査」の主な変更点としましては、追検査を受けられる要件が、これまでは、「インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全く受検する

ことができなかつた者」から、「感染症罹患等のやむを得ない理由により本検査を全部又は一部を受検することができなかつた者」に変更されました。

また、「3 入学検査料」につきましては、千葉県県立高校に倣いまして、本年度から本市でも、高等学校入学者選抜にインターネット出願を取り入れる関係で、千葉市の納付書による支払方法に加えまして、クレジットカードなどによる支払方法も認めることとなります。従って、インターネット出願を取り入れている稲毛国際中等教育学校の基本方針と同じ表現にしています。

そのほかは、日程などの修正で、本市独自の変更はございません。

「8 その他」にありますように、入学者選抜の実施に関して必要な事項については、令和6年度千葉市立高等学校入学者選抜要項に定めます。

説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第29号「令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

8 その他

- (1) 第7回定例会は、7月19日 水曜日午後2時から開催とした。
- (2) 第2回臨時会は、8月1日 火曜日午前10時から開催とした。

9 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言